

第Ⅴ期中期目標

第23回事業運営審議委員会資料（議事2）



第Ⅴ期中期目標

第Ⅴ期中期目標期間（令和7年4月開始）における中期目標について、主務大臣から令和7年2月28日付で指示があった。

主な政府方針

独立行政法人住宅金融支援機構に係る政策体系図 住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画）等

機構が果たすべき役割

- 民間金融機関等との適切な役割分担に留意しつつ、多様な人々のライフスタイルにあった安心で豊かな暮らしの実現のため、
- 住宅循環システムの構築支援や良質な住宅への更新等に対応した住宅ローンの提供を支援
- ステークホルダーと協働して地域における政策課題の解決に向けて取り組む

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業
○長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給（フラット35の着実な実施） ○長期優良住宅及びZEH等住宅の取得支援 ○高齢者の住生活関連資金の供給支援（リ・バース60全期間固定金利タイプの普及等） ○子育て世帯等による住宅の取得支援 ○IT技術を活用した住宅等のライフサイクルを通じた支援 等	○高齢者の住生活関連資金の供給支援（リ・バース60変動金利タイプ等の普及等） ○家賃債務保証保険等の実施 ○民間のみでは実施困難な分野における一歩踏み込んだ金融技術の探究 等	○被災住宅再建への融資、住宅ローン返済中の被災者への支援、災害予防への融資、地方公共団体等への自然災害発生に備えた体制整備の支援 ○高経年マンションの建替え・改修への融資、適切な維持管理の促進 ○ZEH等の省エネ性の高い子育て世帯向け賃貸住宅への融資 等

業務運営の効率化・財務内容の改善に関する事項等

- 人件費、公租公課、デジタル関連経費等を除く一般管理費を、同額以下にする。
 - 的確な業務実施体制の確保、人材の確保・育成等
- 等

■ 事業の特性を踏まえた法人の分類

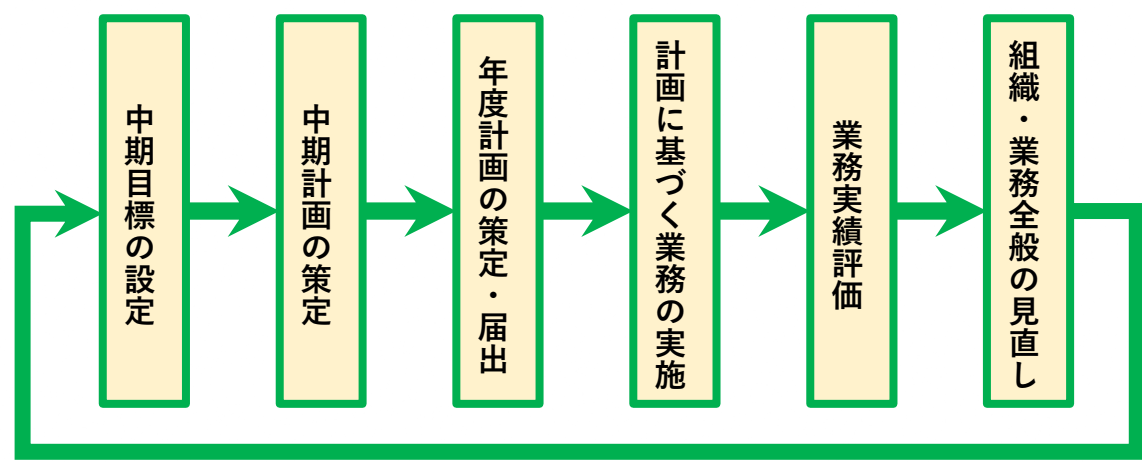
- 業務の特性に応じて法人のマネジメントを行うため、独立行政法人は３つの分類（中期目標管理法人、国立研究開発法人、行政執行法人）が設けられており、機構は**中期目標管理法人**とされている。

< 中期目標管理法人 >

国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人

■ 業務運営の流れ

- 主務大臣（機構の場合：国土交通大臣及び財務大臣）は、達成すべき業務運営の目標として、法人ごとに３～５年の中期目標（機構の場合：４年）を定め、各法人は、この中期目標に基づいて中期計画及び年度計画を策定し、計画的な業務遂行を行う。主務大臣は、毎年度、法人の業務実績について評価を行う。また、中期目標期間終了時には、法人の組織・業務全般にわたる見直しが主務大臣により行われる。



第Ⅴ期中期目標（参考２）

■ 中期目標、中期計画及び年度計画の関係

区分	中期目標	中期計画	年度計画
独立行政法人 通則法	第29条	第30条	第31条
決定主体	主務省	独立行政法人	独立行政法人
主務省の関係性	主務大臣の 指示	主務大臣の 認可	主務大臣へ 届出
意義 「独立行政法人 通則法の一部を 改正する法律案 逐条説明資料」 より記載	独立行政法人制度においては、主務大臣から法人に対し中期目標を指示することにより、法人が達成すべき業務運営の目標を付与し、法人がこの中期目標に基づいて中期計画を作成し、これに基づいて業務を遂行することとなる。 なお、「指示」とは、ある機関が関係の機関等に対し、方・基準等を示し、これらを実施させることを意味する用語であり、<u>この指示により法人は、中期目標の達成を目指して、その業務を実施する義務を有することになる。</u>	独立行政法人制度において、法人の自主性・自律性を尊重する一方で、法人は、公共性の高い業務を担うものであるから、<u>その業務を確実に実施することが求められている。</u>中期計画は、主務大臣から指示された中期目標に掲げられた目標を達成するための具体的計画を定め、<u>自ら定めたその計画に従い、自主性・自律性をもって業務を遂行する。</u>中期目標に従った業務の<u>確実な実施のための事前のコントロールとして、主務大臣による認可</u>を要することとしている。このため、法人が中期計画を変更する場合にも主務大臣の認可を必要としている。	現行制度と同様に、中期目標期間中の各事業年度の業務運営に関し、<u>中期計画に定めた事項のうち当該年度において実施すべき事項等についての計画を作成し、主務大臣に届け出ることとした。</u> また、法人が、<u>年度計画を公表することにより、法人の業務内容が明確となり、透明性の確保や業務に対する説明責任が果たされることとなる。</u>

第Ⅴ期中期目標（参考３）

（使命） 独立行政法人住宅金融支援機構（JHF）の使命等と目標との関係

住生活基本計画（全国計画）等における住宅政策の目標実現のため、住宅金融を専門とする政策実施機関として、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に向け、地方公共団体や民間金融機関等と連携し、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図ることが求められる。

（現状・課題）

- ◆強み
 - ・運営費交付金の交付を受けない自立的な法人として、住宅金融証券化市場の育成、住宅の質の向上、民間金融機関の支援・補完といった我が国の住宅政策に資する事業を総合的かつ安定的に実施してきたことによる市場・顧客の信用。
 - ・多様な金融サービス機能や住宅金融分野における専門性を有する人材と、ステークホルダーとのネットワークを活用し、地域における政策課題の解決に向けた取組を実施。
- ◆弱み・課題
 - ・業務を委託している機関等の体制の変化に対応する的確な業務実施体制の確保。
 - ・D Xの進展への対応、I T技術等を有する人材の確保・育成。

- 少子高齢化等の深刻化、災害の激甚化・多頻度化、高経年マンション・空家の増加等の環境や社会ストックの変化、住宅価格の高騰等による住宅ローン利用者のニーズの変化に直面しており、それらに対応することが急務。
- D Xの進展、人材戦略の推進、的確な業務実施体制の確保にも迅速に対応する必要。

（中期目標）

- 住生活基本計画等における住宅施策（長期優良住宅やZ E Hの普及促進等）の目標実現に向けた支援
- 証券化支援事業を着実に行いつつ、住まいの価値向上、良質な住宅ストックの形成、既存住宅流通促進等に資する取組を行うとともに、新たに債券を購入する投資家の裾野を拡大させることによる、安定した厚みのある住宅金融市場の形成に向けた支援
- リバースモーゲージ型住宅ローンによる高齢者の住生活関連資金の供給支援と制度の普及に向けた啓発活動の実施
- 民間のみでは実施困難な分野における一步踏み込んだ金融技術の探究
- 全国各地で頻発する自然災害からの復興支援及び自然災害発生に備えた体制整備に係る的確な支援の実施
- マンションの適切な維持管理の促進や建替え・改修等の支援
- デジタル化を更に進展させ、I T技術を活用した住宅等のライフサイクルを通じた支援の実施
- 業務を委託している機関等の体制の変化に対応した的確な業務実施体制の確保
- 外部人材との活用等による、I T技術等を有する人材の確保・育成



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構